

よくある質問 Q&A

プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備導入促進事業 (化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省CO2型製造設備導入事業)

これまで、事業者の方から多く寄せられた質問を掲載しております。これ以外の質問は、当財団までお問い合わせください。

Q1 化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省CO2型製造設備導入事業において、補助対象となる設備或いは補助対象外となる設備はどのようなものか。

A1 再生可能資源由来素材を製造するのに必要な汎用的な機器を組み合わせるプラントにおける補助対象設備は粉砕、乾燥、造粒など直接的に必要となる設備及びその間のコンベアであり、補助対象外となる設備は貯留タンク、梱包など間接的に必要となる付帯設備、或いは設備の駆動に必要なコンプレッサなど補器類になります。直接的な設備かどうか不明な場合は当財団までお問い合わせください。

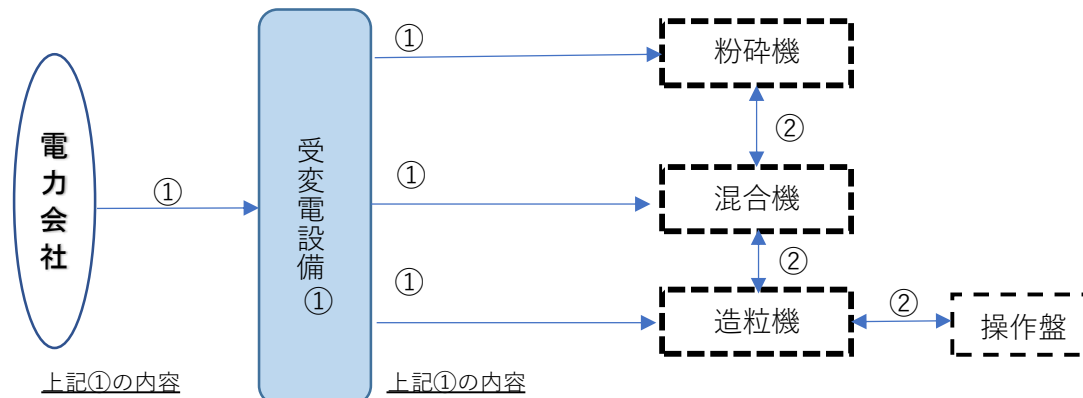
Q2 電源を供給する設備とはどのようなものか。

A2 電力会社等から電気を受けるための受変電設備、各設備へ配電するための配電設備、及び配電設備から各補助対象設備への配線・配管工事等のことを言います。それら受変電設備等においては、新設、増設の場合のみで、改修、改造は含みません。

また、受変電設備、配電設備の補助対象経費の算出において、補助対象内外が共用する設備は設備容量按分で算出します。なお、将来の設備増設などを考慮した過剰分及び予備等は補助対象外とします。

なお、公募要領の様式3に記載する一次側電源工事費及び二次側電源工事費については、下記の範囲を参考に積算してください。

参考例



上記①の内容

電力会社との責任分
界点からの配管、配
線工事

上記①の内容

受変電設備及びその据
付、補助対象設備への
配管、配線工事

上記②の内容

押出成形機とその操作盤
間の配管、配線工事
各設備のインターロック
用の配管、配線工事等

1 次側電気工事（公募要領：電源を供給する設備）

①に該当する設備及び据付、配管、配線工事等

2 次側電気工事（公募要領：対象機器間の配管、配線等）

②の部分の配管、配線工事

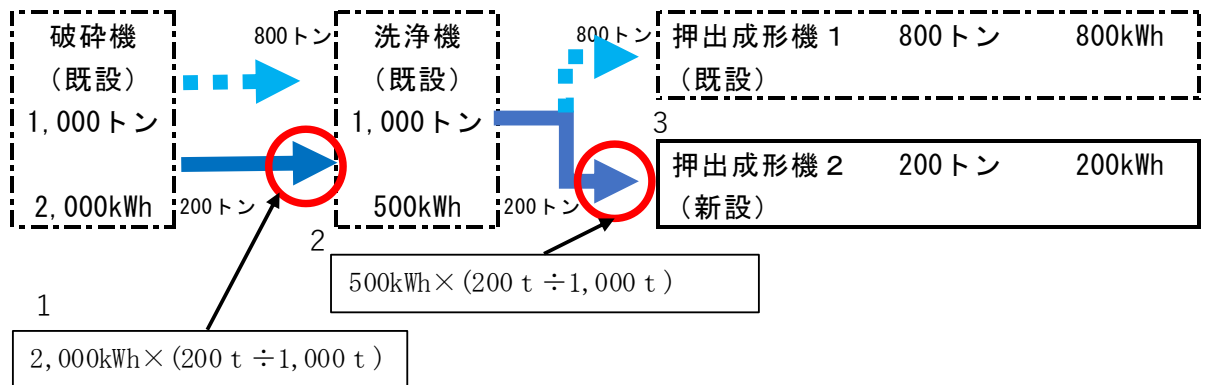
Q3 CO2削減量の計算における再生可能資源由来素材の増加量はどのように記入すれば良いか。

A3 再生可能資源由来素材の増加量は補助対象設備により、新たに製造する量で増加量を指しますが、海外へ輸出される量は含みません。ただし、海外で製品化し日本へ戻る分で証明出来るものは含みます。

Q4 CO2削減量における既存機器の割合とはどのように算出すれば良いか。

A4 再生素材を製造するのに必要な電力量の内、増加する再生素材量に必要な電力量の割合を指します。簡単な例をつぎに示します。

事業実施前800 t、事業実施後1,000 t 再生素材の増加量200 t の例



増加する再生素材に必要な電力量は

1 2 3

$$2,000kWh \times (200t \div 1,000t) + 500kWh \times (200t \div 1,000t) + 200kWh = 700kWh$$

破砕機、洗浄機の既設機器の割合は、 $(200t \div 1,000t) = 0.2$ になります。

Q5 本事業において、補助対象となる設備或いは補助対象外となる設備はどのようなものか。

A5 下記の一覧表によりますが、不明な点は当財団に問い合わせください。

項目	項目の詳細		補助対象:○ 対象外:×	項目	項目の詳細		補助対象:○ 対象外:×
土木・建築	1.土木、建築事業 ・土地関係:基礎杭、舗装、緑化等 ・建築関係:建屋		×	工事 (プラント敷地内)	廃水設備(事務所、生活用を除く)		○
	2.プラスチック代替素材製造事業(以下「バイオマスプラ等製造事業」という。)を行うために必要な設備及び当該設備の運搬、据付、試運転調整費(3～7.設備を除く)		○		排煙設備(事務所、生活用を除く)		○
3.処理対象物又は製造物の保管設備(バイオマスプラ等対象物又は製品の貯蔵タンク等)のうち財団が過剰と認める設備		×	DCS、PLC関連工事		○		
4.予備品及び設備のうち財団が過剰と認める設備		×	浄化槽、下水設備(事務所、生活用を除く)		○		
5.補助対象プラント敷地外の設備		×	空調設備(事務所、生活用を除く)		○		
6.その他の対象外設備(環境関係計器、分析機器、計装機器、放送設備、運転備品、情報システム備品、事務用品、タンクローリー、フォークリフト、台車等)		×	照明(事務所、生活用を除く)		○		
7.中古品		×	排煙処理		○		
8.消火設備		家屋としての消火設備	×		廃油処理		○
		特殊消火設備	○		据付工事(補助対象設備に限る)		○
設備	9.バイオマスプラ等製造事業を行うための設備が申請対象に無い場合		○		塗装工事		○
	申請対象機器がバイオマスプラ等製造事業に必要な既存のメインの設備と協力して、その設置により再生量が増加するなど性能、効率が上がるなど目に見えるメリットが出る場合であって以下の要件を満たす場合は対象とする。		○		受電設備工事		○
	・設置後の生産量が導入前以上であること。				二次側電気工事		○
	・バイオマスプラ等製造事業に必要な既存設備についても補助対象設備の耐用年数期間9年間稼働させること。				保湿工事		○
	・但し、管理機器や分析機器の追加は対象外。			水道		○	
	バイオマスプラ等製造事業に必要な既存のメインの設備が全く無く、周辺機器のみは不可また、経年等により機能低下したため、当該機器の機能回復が目的の交換は対象外		×	冷却水		○	
				空気		○	
				蒸気		○	
				窒素		○	
				その他			
	バイオマスプラ等以外の製造設備		○	雨水ピット、ポンプ		×	
	バイオマスプラ等製造設備と別フローとして独立している場合は対象外とする。		×	改修、改造		×	
			撤去、廃棄		既存設備等の撤去費、廃棄費	×	
			設計費		実施設計費	○	
					基礎設計費	×	

Q6 設備の基礎とはどの部分になるのか。

A6 下記の図に示すように杭、底盤の上に設置する基礎で、機械基礎と呼ばれ補助対象になります。

